

松戸市ネーミングライツパートナー 募集要項（提案募集型）



松戸市お知らせ
キャラクター・まつまつ

問合せ先

- ・制度全般について・・・財務部公共施設マネジメント課
☎047-701-5217（直通）
- ・対象施設について・・・施設所管課

松戸市ネーミングライツパートナー募集要項（提案募集型）

1. 募集目的

ネーミングライツ制度は、市の新たな財源を確保し、施設の良い管理運営の維持につなげるとともに、民間事業者等の広告活動の機会を創出し、施設の魅力向上や地域活性化を図ることを目的としています。

提案募集型では、民間事業者等から柔軟な発想に基づく提案を募集します。

2. 対象施設

スポーツ施設、文化施設、道路、公園など市が設置している公の施設、及びその施設の部屋などのうち、ネーミングライツ導入により広告効果が見込める施設を対象とします。

ただし、市庁舎や消防庁舎、学校、病院、史跡、文化財など、市民生活に混乱を招くおそれや、公平性・中立性を損なうとの誤解を受けるおそれがあるもののほか、施設名称の設定に特段の経緯があったものなど、愛称の付与が適当でないと判断する施設は対象外とします。また、ネーミングライツを既に導入している施設等も対象外とします。

3. 応募資格

応募資格を有する者は法人格を有する団体とします。ただし、次の事項に該当する場合は、応募することができません。

ア 公序良俗に反する事業を行う者

イ 政治性又は宗教性のある事業を行う者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者

エ 電子交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は本事業の提案書提出日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者

キ 本事業の提案書提出日時点で、本市から松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者

ク 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者

ケ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金

松戸市ネーミングライツパートナー募集要項（提案募集型）

業を営む者

- コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制される者
- サ 租税公課を滞納している者
- シ 本事業の提案書提出日時点で、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準（昭和62年松戸市訓令甲第1号）に基づく指名停止の措置を受けている者
- ス その他、本市のネーミングライツパートナーとして不適当と認められる団体

4. 応募方法

ネーミングライツの導入を希望する施設について、以下の点に留意して提案してください。また、応募に要する費用は、すべて応募者の負担となります。

(1) 事前相談

応募する前に、必ず事前相談を行ってください。

事前相談は、施設名、愛称名、ネーミングライツ料、契約期間、対象施設の選定理由、連絡先等を記入し、電子メールで行ってください。電子メール送信後は、電話で到着の有無の確認を行ってください。

なお、相談内容は施設等を所管する部署に共有し、導入可能な施設か否かについて判断させていただきます。

事前相談先：松戸市財務部公共施設マネジメント課

mckmanagement@city.matsudo.chiba.jp

(2) 提案書の提出

事前相談後の回答を踏まえ、以下の事項について提案書を作成してください。その際、「ネーミングライツ対象施設等提案書」を使用してください。

ア 提案する施設名

イ 愛称（フリガナ）

ウ 契約提案期間

原則5年以上とします。ただし、提案内容を踏まえた契約期間としても構いません。

エ ネーミングライツ提案金額

消費税及び地方消費税の額を含む年額としてください。

なお、市が想定する金額と著しく差がある場合には協議させていただきます。

松戸市ネーミングライツパートナー募集要項（提案募集型）

きます。

オ 応募の趣旨（施設を提案する理由）

カ 施設の魅力向上や地域貢献・地域活性化につながる提案

キ 市民サービス向上等に係る提案

ク 希望するネーミングライツパートナーメリット

ネーミングライツパートナーにメリットを付与する場合は、対象施設ごとに、設置目的や関連法令の規定等を踏まえ選定します。詳細については、ネーミングライツパートナーとの協議・調整を行ったうえで適切に運用することとします。

（例）

- ・ 標識類や施設看板等への愛称の標示
- ・ 施設パンフレット等への愛称記載
- ・ 広報媒体やホームページ等による広報
- ・ 関係機関への愛称使用の周知、働きかけ
- ・ その他（施設の設置目的や関連法令等の範囲内のもの）

（3）募集期間

随時受付します。

（4）応募書類

ア ネーミングライツ対象施設等提案書 1部

イ 法人概要（会社概要、パンフレット等） 1部

※応募書類は、返却しません。

（5）提出先

（電子メールの場合）

松戸市財務部公共施設マネジメント課

Email：mckmanagement@city.matsudo.chiba.jp

（持参・郵送の場合）

松戸市財務部公共施設マネジメント課

〒271-8588

松戸市根本387番地の5 新館6階

電話 047-701-5217

松戸市ネーミングライツパートナー募集要項（提案募集型）

5. ネーミングライツ導入までの手順（提案募集型）

- (1) 事前相談
- (2) 導入可否の検討（施設関係者の意見聴取を含みます。）
- (3) 提案の受付
- (4) 提案の採否の決定 ⇒ 提案が採用された場合、(5)へ。
- (5) 施設特定型（公募手続き）に移行し、対象施設を公募
※提案者も、改めて応募する必要があります。
- (6) 優先交渉権者の決定

ネーミングライツ制度の導入に際し、関係部局の職員からなる審査委員会を設置します。審査委員会では、次の事項について審査を行います。

なお、審査の過程で必要に応じて応募者と修正協議を行う場合があります。審査基準等の透明性を確保するため、審査項目および審査のポイントについては下記のとおりとし、審査委員会はこれらを総合的に評価します。

ア 応募団体

- ・ 応募資格にあてはまるか
- ・ 経営は健全か、過去の社会貢献活動
- ・ 応募趣旨が本市のネーミングライツの目的に沿っているかなど

イ 愛称案

- ・ 市民にとって親しみやすいか、分かりやすいか
- ・ 施設イメージとの整合、施設の管理運営に支障が生じないかなど

ウ 契約提案期間

- ・ 長期間に亘り同じ愛称が継続するか

エ ネーミングライツ提案金額

- ・ 応募金額が希望金額以上か

オ 施設の魅力向上、地域貢献・地域活性化につながる提案

- ・ 導入施設にふさわしい内容か
- ・ 実現可能な内容か
- ・ 市などの関係機関が対応可能な内容かなど

カ その他、審査において必要な事項

- (7) 優先交渉権者と愛称案等の公表
- (8) ネーミングライツパートナーの決定及び契約締結
- (9) ネーミングライツパートナー、愛称等の公表
- (10) 愛称の使用開始

6. 契約について

- (1) 優先交渉権者の選定

松戸市ネーミングライツパートナー募集要項（提案募集型）

対象施設ごとに定めた審査基準に基づき、応募者のうちネーミングライツパートナーとしての適格があり、かつ有利な条件で契約を締結することができる者として、他の応募者に優先して市が契約交渉を行う団体（以下、「優先交渉権者」という。）を選定します。審査の過程においては、必要に応じヒアリングを行い、修正協議の実施や追加資料の提出を求めることがあります。

なお、応募者が1者の場合についても、審査委員会を設置し審査基準に基づき審査し選定することとします。

(2)優先交渉権者の公表

優先交渉権者を選定したのちに、応募団体名、愛称案、金額を市のホームページにより公表することとします。

(3)ネーミングライツパートナーの決定

優先交渉権者の公表後、優先交渉権者と詳細な協議・調整を行ったうえで合意に至った場合は、優先交渉権者をネーミングライツパートナーとして決定し、契約の締結を行います。また、その過程で必要に応じて審査委員会を開催することができるものとします。

なお、市が合意の可能性がないと判断した場合は、次点者との協議の実施、又は導入の中止をすることとし公表することとします。

(4)契約の解除について

ネーミングライツパートナー契約締結後に応募資格を欠くことが判明した場合、ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、又はネーミングライツパートナーの事情・瑕疵により当該施設の愛称の維持が困難な場合には、市は契約期間満了を待たず契約を解除できることとします。その場合における、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーが負担することとします。

(5)契約期間の満了について

市は、契約期間満了までに、当該施設についてネーミングライツの継続実施を判断します。

なお、愛称が頻繁に変更となることを避けるため、ネーミングライツの契約更新施設においては、現ネーミングライツパートナーと優先的に交渉（優先交渉権者）することができるものとし、審査を経て決定することとし

松戸市ネーミングライツパートナー募集要項（提案募集型）

ます。

7. 愛称付与の条件

- (1)対象施設に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与し、施設の一般的な呼称として使用できるものとします。
- (2)市民に親しまれ、かつ施設のイメージアップに繋げる愛称を付与するため、審査委員会において審査を行い、市民や施設利用者にとって、親しみやすさや呼びやすさなど、理解が得られる愛称とします。
- (3)市はホームページやイベント開催時の広報印刷物などにおいて、積極的に愛称を使用しますが、条例上の施設名称については変更をしないため、議案などにおいては愛称ではなく施設名称を使用します。また、市民や施設利用者の混乱を避けるため、愛称が定着する当分の間、施設名称を併記するなどの措置を講ずる場合があります。
- (4)利用者の混乱を避けるため、原則、契約期間内の愛称変更はできないものとし、愛称として使用することが適当でないと認められるものはネーミングライツの対象外とします。
- (5)次のいずれかに該当する愛称は、ネーミングライツの対象外とします。
 - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ウ 政治性のあるもの
 - エ 宗教性のあるもの
 - オ 社会問題についての主義主張
 - カ 個人の名刺広告
 - キ 美観風致を害するおそれがあるもの
 - ク 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
 - ケ その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

松戸市ネーミングライツパートナー募集要項（提案募集型）

8. 費用負担について

市とネーミングライツパートナーの費用負担は、次の表によるものとします。

なお、詳細については、募集要項に定めるほか、双方協議のうえ、契約書等において定めることとします。

区 分	市	ネーミングライツ パートナー
ネーミングライツ料		○
敷地内外の看板等の表示変更(※1)		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物やホームページの表示変更(※2)	○	

※1 敷地内外の看板等の変更箇所は募集要項等で指定することとしますが、指定箇所以外についても市や関係機関と協議のうえ変更を行うことができることとします。

※2 市が表示変更するのは、市が作成するもののみとなります。また、市負担で実施する表示変更の時期は、市の事業により印刷物を作成する時期となります。ネーミングライツパートナーが希望する時期に表示変更をする場合は、ネーミングライツパートナーの費用負担となります。

9. 問い合わせ先

松戸市財務部公共施設マネジメント課
〒271-8588
松戸市根本387番地の5 新館6階
電 話 047-701-5217
FAX 047-366-1160